

○岡本隆子議員からの質問

【「リニア要対策土受け入れ前提の協議に入る」とは。】

1点目、「御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム」が2回終わりました。先般の2回目は1時間半の延長となりました。もちろん私は2回とも参加いたしました。会場に渦巻いていたのは町長への不信感と疑念だったと感じました。私は昨年9月定例会の一般質問で町長が「受け入れ前提で協議に入る」と表明されたことが不信と疑念の原因だったと考えます。あまりにも唐突な表明だったので、町民の怒りと驚きは当然のことだと思います。私は他にも方法があったのではないかと思います。町長のご見解を伺います。

2点目、町民の間で不信と疑念を抱かせている「受け入れ前提で協議に入る」ことの趣旨、意味、解釈についてははっきりと明確にお答えくださいというのが2点目の質問です。これは何度も質問していますが、やはり明確にしっかり町民には伝わらないということで再度質問させていただきます。

3点目、要対策土の受け入れについて、町長は解決策がないから、消極的賛成であり、行き場があればそちらでやってほしいと言いつづけておっしゃっています。そして、第1回目のフォーラムでJRは「持ち出すところがないから御嵩町に置きたいと言っているのではない」と明確に回答しました。確かに、瑞浪市日吉では是非は別として、発生土(要対策土)の一部を、三河湾明海地区の埋め立て処分場に搬入しています。また、多治見市は市内で要対策土を処分しない方針であり、要対策土は可児市の無害化処理業者に搬入することとしていることが判明いたしました。町長は、JRに対して行き場があればそちらでやってほしいと言いつづけておっしゃっており、JRは持ち出すところがないから御嵩町に置きたいと言っているのではないと言っている以上、答えは明快です。町長はJRに対して明確に要対策土は持ち出すということを要求すべきではないですか。

4点目、JRは環境負荷を考えると一番御嵩町の置き場がよいと提案しています。持ち出すよりも現地で埋め立てた方が安いからであることは明確です。御嵩町がこの提案を受け入れれば、JRにとっては大きなメリットがありますが、町長は、町と町民にとって、メリットはないと議会で答弁されています。受け入れ前提として協議に入る理由の一つにリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の一員として歴史を重ねてきたことを挙げられています。多治見市も瑞浪市も期成同盟の一員でありながら持ち出しているわけですから、期成同盟の一員であることは理由になりません。断った場合、町と町民にとってなにか悪いこと、不都合なことが起こりますか。

5点目、静岡県では「静岡県盛土等の規制に関する条例」が令和4年7月1日から施行されました。これにより、有害物質を含む土砂を用いて盛土は出来なくなりました。遮水シートで被うとかの問題ではなく、有害物質を含む土砂を用いての盛土自身が禁止されたわけです。そして、静岡県ではJR東海が提案している「藤島発生土置き場」は許可されないと聞いています。静岡県の条例で言えば、御嵩町の処分場計画は完全にダメだということになります。一方、岐阜県では静岡県と同じく、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」で「何

人も、環境基準に適合しない土砂等の埋め立て等を行ってはならない」としています。適用除外として「道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備」とあります。御嵩町の場合は、盛土して埋め立てるのみであり、施設の整備ではありません。条例の本質から逸脱する懸念はないのでしょうか。町長はこれをどう考えますか。

以上、リニア残土問題5点についてご答弁をお願いします。

○田中企画調整担当参事

岡本議員からのご質問5点のうち、最後の5番目の質問は、岐阜県の条例や規則、要綱への適用の確認が必要なものでしたので、町長に代わりまして私から答弁させていただきます。議員からは「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の環境基準に適合しない土砂等にかかる適用除外の取扱いについてご質問いただきました。

議員ご指摘の「静岡県盛土等の規制に関する条例」には知事承認による例外規定がございます。静岡県と同様に、本県の「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」においても、「公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるもの」については、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係る適用が除外されております。ここで言います、規則で定めるものについては、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則」から「道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備(国又は県から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。)を行おうとする者」となっております。現時点におきましては、JR東海から町内での発生土置き場に関し、同条例に基づく「環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱」による知事協議は、岐阜県に提出されていないため、今後、具体的な計画の内容が明らかとなり、協議書の提出があった段階で、審査が行われるものと承知しております。本町としましては、事業者であるJR東海が本条例を確認の上、生活環境保全等の基準に即して適正に計画され、県に協議すべきものと考えます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

○町長

岡本議員のご質問にお答えをいたします。ほぼ一年中、リニアの一般質問をされます。今まで答弁したことばかりだと思います。日本語の問題かなと思っています。前提とは、前提であって、確定ではない。そういうことです。実際に今、初めて分かったのかもしれませんが、(盛土に関する条例の)許可権は知事がお持ちです。私の範ちゅうにはない。権限はございません。私が唐突に「受け入れ前提」という言葉を使ったと、岡本議員はおっしゃいますけれど、2年余りの間、岡本議員の不信や疑念は充分感じていました。あれだけ言われれば、本当に信頼されないのだなということぐらいは伝わります。また、私も岡本議員には疑念を抱いております。ご自身は絶対、反対という言葉を使わない。なぜなのか不思議です。そういう意味で、お互い様かなということは思っております。

処理場や処分場の話については、前回のフォーラムでJRから「現段階では無い」という答弁をしたと思いますが、そのあたりをお忘れですか。私には印象深い答えだったのですが、不思議に思っているということは、記憶に無いということですか。

今の時代、必ず反対の声はあると思います。全員賛成というのは難しい話になってくるのですから、当然あることとして、反対意見の人たちの言葉をしっかりと受け止める。ただ、こういう人たちの声は大きいですから、ちゃんと届くのです。逆に、道理が分かって仕方がないなという人は何もおっしゃいません。若い方から思えば、そんなものは、いないものと一緒だと思うのかもしれませんが、私は、常々から申し上げているように、一番の支持者、サイレント・マジョリティ、こういう人たちにどう訴え、動いていくのか。選挙でも何でも一緒だと思っています。私は、御嵩町民を信じています。御嵩町民は、道理が分かるかとか、信じられないとかそういう立場で見ているわけではありませんけれども、少なくとも私と接した方は、仕方がないという返事を言います。わざわざ、私の方から聞くことはございませんけれども、そのような方が圧倒的に多いのも事実であります。そういう事実を岡本議員も存じ上げておいていただきたいと思います。

先ほどから、悪者を作るような話ばかりで一方向的に話が終わってしまっていますが、私は、議会運営上、好ましくないと思っております。議会運営委員長として、しっかりと考えてみてください。

○岡本議員

全然、質問に答えられていないと思います。1つも答えられていません。もう一回言った方がいいですか。お忘れになられましたか。私が聞いた事に対して答えてください。なぜ答えられないのですか。

○町長

もう既に過去2年間、答えっぱなしです。自分の質問された内容をよく確認してから臨んでください。

○岡本議員

今回の質問、町長にとって都合の悪いことを聞かれているので、答えられないとおっしゃっているのではないですか。

例えば、持ち出すところがないから御嵩町が引き受けるというのは、勘違いも甚だしいです。JRは明確に否定している。しかも、去年の11月14日、町民との意見交換会の時に、御嵩町で出たものを御嵩で引き受けないといけないということについて、法的義務も無ければ、道義的責任も無いと言っているわけです。要対策士の扱い、これを引き受けることで御嵩町にどのような都合の悪い事が起こるのか、今日、傍聴者もたくさん見えていますので町民にしっかりと答えてください。もし、引き受けたら、どのような不都合が起こるのか、ま

ずそれを答えてください。

○町長

不都合なことを具体的には言えません。信頼関係とか、色々な抽象的な話になってしまいますので。形あるもので何が不都合なのかというのは想像では言えません。そこをお聞きになっても無理だと思います。

○岡本議員

なかなか答えていただけないので、一つずつ聞いていきます。

まず、町長への不信感が渦巻いている原因として、町長の令和3年9月の一般質問の答弁で、要対策土の受け入れを前提としてJRと協議に入る理由を8項目、挙げられています。

1番目、自然由来の土であること。自然由来の土であっても、有害なものは有害なのです。外に出てきて空気と触れれば、そして、雨が降って有害なものが溶け出すということがあるわけですから、自然由来の土であるというのは理由になりません。

2番目、御嵩町の工区から発生する土であること。これも先ほど言ったように御嵩町から出た土であっても、民間が出した土です。JRも御嵩町で出たものを御嵩で引き受けなければいけないということは法的義務も道義的責任もないと言っています。

3番目、産業廃棄物処分場の際、町長は、なぜ全国の廃棄物を御嵩で、と疑問を呈した。そういう意味で論理には整合性を持たせなければいけない、というふうにおっしゃっていますけれども、産廃時の一番の問題は、環境保護ということです。下流域の水源地を守らなくてはならない。それが一番だったのです。ですから、今回、水源地を守ることであれば、可児川の上流に要対策土を埋めるということですから、これは、とんでもない環境汚染です。

4番目、反対の声はあれど解決策はない。私の立場も消極的賛成です。こういうふうにおっしゃっておりますが、解決策はあります。瑞浪市も多治見市も外へ持ち出しています。

5番目、当初よりこれは町民に判断を委ねる性質の問題ではないと考えてきた。これすごく大事なことだと思うのです。最初は、町民と相談する、町民に説明をするとおっしゃっていたのが、突然、こういうことを言われるようになりました。何か都合の悪いことがあったのでしょうか。これも全くおかしいと思います。

6番目、町長が一番言ってみえる、専門家と話ができて、一定の理解と納得ができたこと、専門家とはリニア中央新幹線事業に直接関わっていない地盤工学、水環境学、土壌環境学の先生方です、というふうにおっしゃっておられましたが、町長が納得しただけで、私たちは、この中身のことを分かりません。そして、どこのどなたがこういうことをおっしゃったのかも、町長はおっしゃいませんので、これは全く理解できないことです。これは、町長の独断と言えます。

7番目、御嵩町が昭和53年、原町政の時代から、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成

同盟会の一員として歴史を重ねてきたことと、理由に挙げていますが、リニア期成同盟会の一員であっても、多治見市や瑞浪市は持ち出しています。ですから、これは受け入れ前提とする理由にはなりません。

8番目、岐阜県期成同盟会において、「説明会などスケジュールありきではなく」との知事の発言がありました。また、決議6項目で、「発生土に関連し、工事の安全対策に万全を尽くすと共に、沿線自治体住民に対して丁寧な説明および情報提供に努めること。」これについて決議されたこと、とあります。これについては良いです。

ですから、町長が受け入れ前提とした理由の8項目のうち、7項目について町民は納得していません。だから疑問と懸念でいっぱいになるわけです。そこを町長はお分かりになっていないのではないですか。そこをちゃんと説明しないと次に進めません。

#### ○町長

産廃の話が出ましたが、岡本議員、産廃に取り組む大先輩を忘れてもらっては困ります。あなた方が後から入ってきた環境派の人達だということをお忘れになってはいけなくとも思います。最初の柳川さんの選挙の時に、あなた方は応援すらしてくれなかった。会いもしてくれなかった。そういう立場であったと思います。住民投票の時も、直接請求人についても非常に宙に浮いた状態になってしまった。そういう様々なことは、解決していきまされたけれど。そうそう大きな顔をしてもらっては困ります。

自然由来というのは色々、考え方が変わってきます。私は、土を多少扱う仕事もしておりましたので、分からないでもないのですが、そのエリアから出たくないというやり方をします。まあ一般住宅ですから大した土が出るわけではありません。盛土する時もありますし、そのまま均す時もあります。家の場合は、低く作るってことはありませんので、大抵はプラスα、もしくは、基礎の下地に掘り出した土を敷いていくという方法をとります。それは、安全なものか、そうではないのか分かりません。工事についていうのであれば、直近で処分したいというのが業者の心理だとよく分かります。土を扱う人間はすべてお分かりになると思っています。その中で、人間が作り出した有害物質ではなく、掘っていたら出てきたと、逆に言えば、それを調査するということになっただけでも、かなり全体的に環境問題に厳しくなってきた。そういう感覚で良いことだなと思っています。発端は可児市の件でありましたけど、あれまでは何の問題も無く普通に埋めていただけですので、その場で埋めたり、どこかへ運んで埋めたりということをしておりましたので。そこから、岐阜県の条例等々も作り上げられていき、厳しくなったと解釈しております。自然由来については、まだまだ歴史が浅いものでありますので、御嵩町としては、今の科学技術で考えられる最良の方法で処理をしていくということかなと思っています。ただ、30年、50年の間には、無害化処理ができるような時代が来るのかもしれない。そうなったらそうなったで、やってくださいと言うだけであります。

もし、受け入れるとしたら、協定など厳しいものを作っていかなければいけませんので、

何が心配なのかをしっかりと議論していくのが、正しい方法だと思っています。

解決策があるとしたら、御嵩町から持ち出すということでしょうが、産廃問題で全国から受け入れるのを嫌だ、と言った立場上、御嵩の土も嫌だから持って行ってくれというのは、ロジックとして成り立たせにくい話だと思います。

この問題は、町民に判断いただくものでもないと言ったのは、非常に難しいからです。全員が、賛成か反対か簡単に分かれてくれれば良いのですが、基本的には皆さん反対だと思います。ですが、先ほど言ったように、道理が分かってくるとそんなことも言っていられないなど、非常に迷う事案であるということです。反対とはっきりされているなら、それはそれで素晴らしいことだと思います。岡本議員は、反対とも何とも言っていないので、まだ私には伝わってきていないということでもあります。

専門家の話が出ましたが、JR 東海の事業に関わっていない専門家ということで、探すのが大変でした。ただし、名前を出さないでくれというのが条件だった。今のフォーラムに出席していただいている先生方も JR 東海のリニア中央新幹線事業に関わっていない先生を集めさせていただきました。中立な方だと私は思っておりますけれども、そういう立場の方、非常に少ないのです。優秀かそうではないかについては、何回か質問に答えられていますので、しっかりとした回答してもらえているなど、私は安心していますので、信頼に値するというふうに評価しております。

多治見や瑞浪が(要対策土の)一部を、海に処理する場があって、そこへ持って行ったという話について、JR 東海は、前回のフォーラムで「今は無い」と言っているのですから。御嵩町内で、どこか民有地の方が売られて、知らないうちにそこが捨て場になるということも無きにしもあらず、むしろ、こうやって議論ができるのは町有地が含まれるからだだと思います。

私に(受け入れを前提に協議に入る理由は)なぜだと言いますが、私は理由をしっかりと述べたつもりです。

専門家の話についてなぜ言わなかったのかということについては、フォーラムの中で、私も気が付かないようなことが論じられれば、それを基に、協定が結べるかどうか、そういうことを明らかにしていける場だと私は思っています。私に対し、「方向転換したのはけしからん」とか、「受け入れを前提にとはどういう意味なのか」とか、そういった質問ばかりでは、ダメとするための建設的な意見の集約もできないし、結論もなかなか求める事は出来ない。人を責めているだけであつという間に終わってしまうというふうに思います。

ぜひ、もう少し冷静になって聞くべきことを聞いていただきたいと思います。

#### ○岡本議員

町長は、瑞浪の海洋埋め立てについて、もうそれは終わったというふうに言われましたが、これは JR からお聞きになったということなのですが、この件について、調べてみましたけれども、(株)総合開発機構という会社が行っていて、5期計画の内、1期が完了しただけなの

です。ですから、受け入れ余地はあると聞いています。JRがこう言っているから、もう受け入れがないのだとかそうではなくて、町長もそういったことをご自分でもお調べになったらどうですか。

再質問の中で参事にお聞きします。(岐阜県埋立て等の規制に関する条例については、)今後、具体的な計画が出てから審査するということですが、今後の流れと条例との関わりについて、環境影響検討書を出すということもありますので、今後の流れを教えてください。

それからフォーラムで、たくさん質問が出ていると思いますが、それについて、1回目フォーラムではしっかりと質問と答えを書いた資料があり、とてもわかりやすかったと思うのですが、2回目の時は、それがなかった。やはり、すべての質問と回答を文書で明らかにして配っていただけたらと思いますので、その件について答弁をお願いいたします。

#### ○田中企画調整担当参事

まず1点目、今後の流れについてですが、8月11日に開催した「第2回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム」において、JR東海から「環境に関わる法令手続きの進め方」として、「環境影響検討書」の提出について説明されたところです。この手続きはJR東海が岐阜県に対して行うものですが、御嵩町としましても、県に必要な意見をしっかりと述べてまいります。また、環境影響評価に関する一連の手続きとは別に、土砂等の埋立て等に関し土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく手続きが必要になると考えます。JR東海からは埋立て条例に関する手続きは、環境影響評価に関する一連の手続きを終了して、土砂等の埋立てについて具体的な計画段階になってから行うとお聞きしております。この埋立て条例に基づく手続きの中で、環境基準に適合しない土砂等の埋立て、いわゆる要対策土の置き場計画について協議が行われることになると考えております。いずれにしても、これらの手続きはJR東海が県に対して行うものとなりますので、町としましてもその動向を注視するとともに、現在はこれらの手続き前の段階ですが、本町としての意見をしっかりと伝えていくためにも、フォーラムを通じて計画の妥当性や安全性を独自に確認していきたいと考えております。

続いて、2点目の事前質問についての資料配布についてですが、いただいたご質問についてはJR東海と共有し、町はもちろんのことJR東海にも、その場でお答えできるものや説明資料に反映できるものについては、反映させて答えてもらうようにしております。一方で、技術的な課題など検討を要するものや、今後のテーマに沿ったものについては、次回以降のフォーラムの中で説明又は回答するようにしております。議員からご指摘のありました「どのような質問がされたのか分かるように」ということについては、皆さまに知っていただく上で重要なことと存じますので、「どのタイミングで説明又は回答する予定である」とことと共に公開してまいりたいと思います。

○岡本議員

今の回答の中で、独自に調査をするというふうにおっしゃいましたが、これはフォーラムで、色々な専門家がいらっしゃいますので、町として専門家の方々に質問するとか、そういうことはお考えでしょうか。

○田中企画調整担当参事

町としましても、質問していきたいと考えております。また、専門家の先生から、JR に対しご質問やご提案があった件につきましても、町として確認していきたいものについては、確認していきたいと考えております。

○岡本議員

ありがとうございました。フォーラムについての質問等へ、全部その場で回答できないとしても、とにかく公開していただくということで、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

以上